

凍結胚更新が保険診療となる方

【保険適用条件】

保険診療にて更新手続きが可能な患者さまは以下の条件を全て満たす必要があります。

- 更新時の年齢が 43 歳未満の方
- 保険診療の回数制限を超えていない方
(39 歳までは 6 回、40 歳から 42 歳の方は 3 回)
- 当院をご夫婦で受診し、医師による治療計画をたてられた方

* 保険診療にて凍結した胚でも、**妊娠、または患者さまのご都合で不妊治療を中断されている方は、保険診療にて更新手続きができません。**

すぐに融解胚移植を行わない方でも、ご夫婦で不妊治療のご意向がある方は保険診療で凍結胚更新ができます。保険診療にて保存更新するためには、**ご夫婦で一緒に受診**をしていただき、当院の治療計画にご同意いただくことが、厚生労働省から義務づけられています。**お電話にてご予約**をお願いいたします。

特別な事情がない限り、自費診療で更新されても返金はいたしかねます。治療再開時には新たに保険診療で凍結胚更新費用が必要になります。

* 2022 年 4 月以降に、自費診療にて採卵・凍結した胚は、自費診療による更新となります。2022 年 4 月より前に自費診療にて凍結した胚においては、上記を満たせば、保険診療にて更新が可能です。

* 2022 年 4 月以降に保険診療にて胚凍結された方で、複数の凍結胚がある場合、最後に凍結を開始した日から 3 年が保険診療の限度となります。3 年を超えた場合は、自費診療となります。

* 2022 年 4 月より前に胚凍結された方は、ご夫婦で一緒に受診し、治療計画をたてられた日を起点として 3 年を超えた場合は、自費診療での胚凍結更新となります。

【更新費用】

* 1年あたり 10,500円 (個数は関係なし)

* 妊娠または患者さまのご都合により治療を中断されている方
1年あたり 35,000円 (個数は関係なし)

例) 2022年4月5日に1個、同年5月20日に1個、同年6月26日に1個、計3個の胚凍結を行った場合

⇒最終凍結日から1年後(2023年6月26日)までに更新手続きを行ってください。

更新費用は10,500円、保険適用期間は2026年6月26日となります。

妊娠し、治療を中断されている方は、更新費用は35,000円となります。

凍結胚更新が自費診療となる方

【自費診療対象者】

以下の条件に1つでも当てはまる方は、凍結胚更新が自費診療となります。

- 更新時の年齢が43歳以上の方
- 保険診療の回数制限を超えている方
(39歳までは6回、40歳から42歳の方は3回)
- 2022年4月以降に自費診療にて採卵・凍結保存した方
- 2022年4月以降に保険診療にて胚凍結された方で、
最終凍結日から3年以上経過した方
- 2022年4月より前に胚凍結された方で、治療計画をたてられた日から
3年以上経過した方

【更新費用】

1年あたり 10,500円 (1個あたり)